

原子力災害対策指針（改定原案）
(新旧対照表)

関係部 分抜粋

現 行 規 定 原子力災害対策指針 (平成25年9月5日全部改正、平成26年3月1日一部改正)	改 定 案
前文 (略)	前文 (略)
第1 原子力災害 (略)	第1 原子力災害 (略) 第2 原子力災害事前対策
第2 原子力災害事前対策	(1) · (2) (略)
(3) 原子力災害対策重点区域	(3) 原子力災害対策重点区域
① (略)	① (略)
② 原子力災害対策重点区域の範囲 (略)	② 原子力災害対策重点区域の範囲 (略) (i) 実用発電用原子炉の場合 (略) (イ)、(ロ) (略)

(ハ) ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域 (PPA : Plume Protection Planning Area) の検討	UPZ外においても、ブルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心的に防護措置が必要となる場合がある。	ブルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、ブルームについては、空間放射線量率の測定だけではなく過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。	以上を踏まえて、PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。
(ii)	(略)	(ii)	(略)
③ (略)	③ (略)	(4) - (5) (略)	(4) - (5) (略)
(6) 緊急時モニタリングの体制整備	(6) 緊急時モニタリングの体制整備		

①、② (略)	<p>③ 緊急時モニタリングセンター</p> <p>国、地方公共団体及び原子力事業者が連携した緊急時モニタリングを行ったために、国は、原子力施設立地地域に、緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターの体制を準備する。緊急時モニタリングセンターは、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関の要員で構成される。緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、国からの担当者が不在の時には地方公共団体が指揮を代行する。緊急時においても、組織が円滑に機能するよう、緊急時モニタリングセンターに参画する者は平時から定期的な連絡会、訓練及び研修を通じ、意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。なお、国は、緊急時モニタリングセンターと原子力災害管理体制本部が緊密に連携できるよう、原則として緊急時モニタリングセンターの企画調整及び情報収集に係る機能をオフサイトセンター((9) で述べるオフサイトセンターをいう。)に整備するとともに、地方公共団体等との情報共有のために必要な通信機器等を整備する。</p>
④ (略)	<p>④ (略)</p>
⑤ 緊急時モニタリングの実施体制の整備等	<p>⑤ 緊急時モニタリングの実施体制の整備等</p> <p>国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関は、緊急時モニタリングの測定の結果をOILに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。</p>

<p>また、国は緊急時モニタリングの結果を集約、解析及び評価し、その結果を迅速に公表するための体制を整備する。緊急時モニタリング結果の解析・評価においては気象データや大気中放射線解析の結果を参考にする。そのため、国、地方公共団体及び原子力事業者はその解釈の仕方にについて地域の特性に応じて事前に整理しておくことが重要である。</p>	<p>また、国は緊急時モニタリングの結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行うための体制を整備する。</p>
<p>⑥ 段階的な緊急時モニタリング</p> <p>(略)</p> <p>(i) ~ (iii) (略)</p>	<p>⑥ 段階的な緊急時モニタリング</p> <p>(略)</p> <p>(i) ~ (iii) (略)</p> <p>今後、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方については更なる検討を行う必要がある。</p>
<p>(7) ~ (12) (略)</p>	<p>(7) ~ (12) (略)</p>
<p>第3 緊急事態対策</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第3 緊急事態対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 異常事態の把握及び緊急事態対策</p> <p>原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、まず、原子力事業者が施設の状況等に基づき緊急事態の把握及び緊急事態対策を実施する。</p>

づき該当する緊急事態区分を判断し、国、地方公共団体等に対して緊急事態の通報を行わなければならない。この通報の際、原子力事業者は、緊急事態区分に応じた防護措置の提案を行うことが望ましい。原子力事業者からの緊急事態の通報等を踏まえ、国、地方公共団体等は、第2（2）の表1及び図1で示したように以下の流れに沿って、緊急事態応急対策を講じなければならない。

- ・原子力事業者から警戒事態、施設敷地緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、全面緊急事態に備えた防護措置の準備や住民等への情報提供等を開始する。
- ・原子力事業者から全面緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、原則としてPAZと、プラントの状況に応じてUPZの一部の範囲において、住民等に対して避難等の予防的防護措置を行う。
- ・その後、緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、予防的防護措置を実施した範囲以外においても、避難や一時移転、飲食物摂取制限等の防護措置を行う。

上記の異常事態の把握においては、原子力事業者は、施設の状況や放射性物質の放出状況（量、組成、継続時間等）に関する詳しい情報を得られない場合でも、得られた範囲の情報に基づいて、該当する緊急事態区分を判断し通報すべきである。指定公共機関である、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放電線医学総合研究所その他の関係機関や他の原子力事業者等は、その専門家・要員及び保有する原子力防災資機材等を動員して、必要な場合には原子力災害対策に協力すべきである。

なお、国は、例えば緊急時モニタリングによつて得られた空間放射

づき該当する緊急事態区分を判断し、国、地方公共団体等に対して緊急事態の通報を行わなければならない。この通報の際、原子力事業者は、緊急事態区分に応じた防護措置の提案を行うことが望ましい。原子力事業者からの緊急事態の通報等を踏まえ、国、地方公共団体等は、第2（2）の表1及び図1で示したように以下の流れに沿って、緊急事態応急対策を講じなければならない。

- ・原子力事業者から警戒事態、施設敷地緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、全面緊急事態に備えた防護措置の準備や住民等への情報提供等を開始する。
- ・原子力事業者から全面緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、原則としてPAZと、プラントの状況に応じてUPZの一部の範囲において、住民等に対して避難等の予防的防護措置を行う。
- ・原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外にも、屋内退避を実施する。

線量率等の値に基づくSPEEDIのような大気中拡散シミュレーションを活用した逆推定の手法等により、可能な範囲で放射性物質の放出状況の推定を行う。また、原子力事故の拡大を抑えるために講じられる措置のうち、周辺環境に影響を与えるような大気中への放射性物質の放出を伴うものを実施する際には、気象予測や大気中拡散予測の結果を住民等の避難の参考情報とする。

(3) 緊急時モニタリングの実施

① (略)

② 緊急時モニタリング実施計画の策定等

国は、周辺住民の住居の分布及び地形を入れ、また、原子力事故の状況及び気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ、速やかに緊急時モニタリング実施計画を策定し、各分野の緊急時モニタリングを統括して管理する。
緊急時モニタリング実施計画については、国が事態の進展に応じて随時見直し、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関はこの見直しに協力する。なお、被災等によって緊急時モニタリングを十分に実施できない場合には、国はその状況に応じた代替措置について検討し、緊急時モニタリング実施計画に反映する。また、緊急時モニタリングの長期化や広域化に対しては、あらかじめ定めた動員計画に基づき対応する。

③ (略)

(3) 緊急時モニタリングの実施

① (略)

② 緊急時モニタリング実施計画の策定等

国は、周辺住民の住居の分布及び地形を入れ、また、原子力施設の状況等を参考にしつつ、速やかに緊急時モニタリング実施計画を策定し、各分野の緊急時モニタリングを統括して管理する。
緊急時モニタリング実施計画については、国が事態の進展に応じて随時見直し、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関はこの見直しに協力する。なお、被災等によって緊急時モニタリングを十分に実施できない場合には、国はその状況に応じた代替措置について検討し、緊急時モニタリング実施計画に反映する。また、緊急時モニタリングの長期化や広域化に対しては、あらかじめ定めた動員計画に基づき対応する。

③ (略)

線医学総合研究所その他の関係機関や他の原子力事業者等は、その専門家・要員及び保有する原子力防災資機材等を動員して、必要な場合には原子力災害対策に積極的に協力すべきである。

④ 緊急時モニタリングの結果

緊急時モニタリングの結果は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した後、国で集約し、一元的に解析・評価して、O I Sによる防護措置の判断等のために活用する。国は、緊急時モニタリングの結果の解析・評価の際には気象データや大気中忙散解析の結果を参考にする。また、国は、すべての解析及び評価の結果を分かりやすく、かつ迅速に公表する。

なお、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に応じた緊急時モニタリングの在り方については、今後、原子力規制委員会において更に検討し、必要な内容を本指針に記載することとする。

(4) (略)

(5) 防護措置

(略)

① 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受け可能がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転

④ 緊急時モニタリングの結果

緊急時モニタリングの結果は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した後、国で集約し、O I Sによる防護措置の判断等のために活用する。二のため、国は、緊急時モニタリングの結果の一元的な集約及び迅速な共有が可能となる仕組みを整備する。また、国は、集約及び共有した緊急時モニタリング結果を分かりやすく、かつ迅速に公表する。

なお、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置は、今後、原子力規制委員会において更に検討し、必要な内容を本指針に記載することとする。

(4) (略)

(5) 防護措置

(略)

① 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受け可能がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転

<p>は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難場所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、スクリーニングとその結果に応じて除染を行うことが必要である。</p>	<p>具体的な避難及び一時移転の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則としてすべての住民等に対して避難を即時に実施しなければならない。 	<p>・UPZにおいては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことでも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にOIL1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にOIL2を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。</p>	<p>・UPZ外においては、放射性物質の放出後にについてはUPZにおける対応と同様、OIL1及びOIL2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない。</p> <p>上記の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に</p>
--	--	--	---

した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。	<p>混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。</p> <p>また、避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般的の住民等はもとより、自力避難が困難な災害時要援護者等に対する対応として、早い段階からの対処や必要な支援の手当について、配慮しなければならない。また、避難場所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難場所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に退避できる施設となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。</p>
(略)	<p>② (略)</p> <p>③ 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に基づいて、安定ヨウ素剤を服用させる必要がある。原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示は安定ヨウ素剤を備蓄している地方公共団体に速やかに伝達されることが必要である。</p>
安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するほか、以下の点を留意すべきである。	<p>安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するほか、以下の点を留意すべきである。</p>

なお、ブルーム通過時の防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等については、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

④～⑧ (略)

(6) (略)

第4 原子力災害中長期対策 (略)

第5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故について (略)

第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題

本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

① 原子力災害事前対策の在り方

- ・常用発電用原子炉以外の緊急事態区分及びEALの在り方
- ・IAEAが公表する導出過程に基づく包涵的判断基準からOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外

④～⑧ (略)

(6) (略)

第4 原子力災害中長期対策 (略)

第5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策 (略)

第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題

本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

① 原子力災害事前対策の在り方

- ・常用発電用原子炉以外の緊急事態区分及びEALの在り方
- ・IAEAが公表する導出過程に基づく包涵的判断基準からOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外

の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOHLの設

定の在り方

- ・ブルームの影響を考慮したPPAの導入や実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の範囲

② 緊急時モニタリングの在り方

- ・中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置等の実施方策に応じた緊急時モニタリングの在り方

③ オフサイトセンターの在り方

- ・実用発電用原子炉以外のオフサイトセンターの在り方

④ 緊急被ばく医療の在り方

- ・フルーム通過時にに対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等

⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方
- ・除染・健康管理等の在り方、特定原子力施設指定を受けたことによるリスク評価等を踏まえた、原子力災害対策上留意すべき事項、町外コミュニケーションができた場合の災害対策の在り方等

⑥ 地域住民との情報共有等の在り方

- ・透明性を確保し適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に其有する場の設定等

- ・実用発電用原子炉以外の原子力施設に係る緊急事態区分及びEAL、原子力災害対策重点区域の範囲並びにオフサイトセンターライの在り方
- ・IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方
- ・透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に其有する場の設定等

第7 結び (略)

第7 結び (略)

表3 ○Iと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を中途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染から外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000cpm※4 【1 ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	1 日内を中途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。
	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※6 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	数日内を中途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
早期防護措置	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7 放射性ヨウ素 放射性セシウム ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	1 週間にを中途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき採取制限を迅速に実施。
			飲料水 牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000Bq/kg 500Bq/kg 10Bq/kg 100Bq/kg

※ 1 (略)

※ 2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m の線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参考しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※ 3 ~※ 9 (略)

